

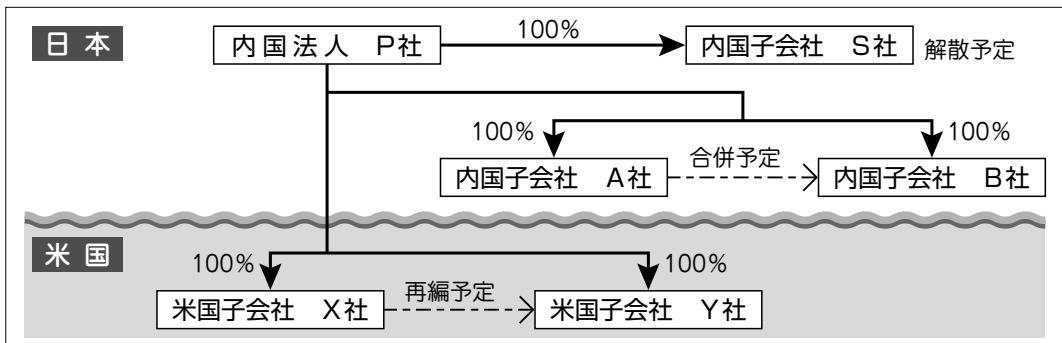


法人税

解散や合併が予定された子会社株式の評価損

Q 内国法人P社（3月決算）は、10年前に、内国子会社S社、内国子会社A社、内国子会社B社、米国子会社X社及び米国子会社Y社を100%出資により設立し、当期末まで、これらの子会社株式を100%継続保有していますが、3年ほど前から、当該子会社のうち、S社、A社及びX社の経営成績が悪化して債務超過になったことから、当期末に、S社株式、A社株式及びX社株式に係る評価損を計上することを検討しています。このとき、S社株式、A社株式及びX社株式について、①当該株式の取得時に対し当期末の1株当たり純資産価額が50%以上下回り、また、②当該株式の当期末における価額がその時の帳簿価額の50%以上下落し、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれない状況となっています。加えて、P社は、S社、A社及びX社の財政状態が著しく悪化していることを理由として、S社を解散して清算し、A社（被合併法人）とB社（合併法人）の合併を予定しており、さらに、X社とY社の米国法上の再編についても予定しています。なお、A社とB社の合併は無対価で行われ、B社の株式はP社によって継続保有することが見込まれています。

この場合、P社は、S社、A社及びX社の株式について、評価損を計上することができるかご教示願います。



A 内国子会社S社は、解散をすることが見込まれる内国法人に該当し、内国子会社A社は、完全支配

関係がある他の内国法人と適格合併を行うことが見込まれる内国法人に当たることから、P社は、当期末に、S社及びA社の株式に係る評価損を計上することが

できません。一方で、米国子会社X社は、内国法人に該当せず、株式評価損を計上することができない要件のいずれにも当てはまらないため、P社は、当期末に、X社株式に係る評価損を計上することができます。

【解 説】

1 非上場有価証券評価損

内国法人の有する非上場有価証券について、①発行法人の資産状態が著しく悪化し、②その価額が著しく低下した場合には、その有価証券に係る評価損は損金の額に算入される(法33②、法68①二ロ)、上記①及び②については、次の(1)及び(2)において、具体的な判断基準が示されています。

(1) 資産状態の悪化

発行法人の資産状態の著しい悪化とは、当期末における発行法人の1株当たり純資産価額が、当該有価証券取得時の発行法人の1株当たり純資産価額に比しておおむね50%以上下回ることをいいます(法基通9-1-9)。

(2) 株価の著しい低下

有価証券価額の著しい低下とは、当該有価証券の当期末における価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回り、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないことをいいます(法基通9-1-11、9-1-7)。

2 適格合併

適格合併は、例えば、合併前に合併法人と被合併法人との間に同一法人による完全支配関係があり、かつ、当該合併後に当該法人と合併法人との間の完全支配関係が継

続することが見込まれ(完全支配継続要件)、さらに、被合併法人の株主等に合併法人等の株式以外の資産が交付されない(金銭等不交付要件)合併をいいます(法22の八イ、法4の3②二)。

3 非上場有価証券評価損の計上規制

(1) 税法規定

内国法人が完全支配関係のある他の内国法人で、①清算中の内国法人、②解散(合併による解散を除く)をすることが見込まれる内国法人、また、③内国法人で当該内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人との間で適格合併を行うことが見込まれるもののいずれかに該当する他の内国法人の発行する株式については、その評価損を計上することができません(法33⑤、法68の3①)。なお、この規定について、税法上、内国法人を外国法人に読み替える規定はありません。

(2) 制度趣旨

100%グループ内の内国法人について、解散し清算される場合や適格合併が行われる場合、当該内国法人の有する欠損金は、その株主(内国法人)や100%グループ内の他の内国法人に引き継がれる(法57②)、その清算や適格合併前に当該株主が当該内国法人の株式評価損を計上すると、当該グループ内において、その評価損と清算・適格合併により引き継がれた欠損金との二重控除が生じるため、それを防止することが、この規定の制度趣旨とされています(『平成23年度版 改正税法のすべて』(大蔵財務協会)275頁)。

4 事案の検討

(1) S社、A社及びX社に係る株式の状況

S社、A社及びX社の株式は、上記1(1)及び(2)の要件を満たしていることから、この点において、これらの株式について、その評価損の計上は認められます。

(2) A社とB社の合併

完全支配関係のあるA社（被合併法人）とB社（合併法人）の合併は、無対価で行われ、かつ、B社株式はP社により継続保有することが見込まれていることから、上記2のとおり、完全支配継続要件及び金銭等不交付要件を満たす適格合併に該当します。したがって、A社はB社と適格合併を行う予定にあるといえます。

(3) 子会社株式の評価損

内国法人が完全支配関係のある他の内国法人で、①清算中の内国法人、②解散をすることが見込まれる内国法人、③完全支配関係がある他の内国法人と適格合併を行うことが見込まれる内国法人、のいずれかに該当する法人の株式については、上記3(1)のとおり、評価損を計上することができません。

(a) S社株式

内国子会社S社は解散し清算することが予定されており、上記②の「解散をすることが見込まれる内国法人」に該当することから、P社はS社の株式に係る評価損を計上することができま

せん。

(b) A社株式

内国子会社A社は、上記(2)のとおり、B社と適格合併を行うことが予定されており、上記③の「完全支配関係がある他の内国法人と適格合併を行うことが見込まれる内国法人」に該当することから、P社はA社の株式に係る評価損を計上することができません。

(c) X社株式

米国子会社X社は、Y社と米国法上の再編を行う予定にあるところ、上記①、②及び③の要件は、いずれも評価損の計上に係る株式の発行人が内国法人に限定されたものであることから、P社がX社株式の評価損を計上することについて、特段の規制はありません。

(4) 結論

内国子会社S社は、解散をすることが見込まれる内国法人に該当し、内国子会社A社は、完全支配関係がある他の内国法人と適格合併を行うことが見込まれる内国法人に当たることから、P社は、当期末に、S社及びA社の株式に係る評価損を計上することができません。一方で、米国子会社X社は、内国法人に該当せず、株式評価損を計上することができない要件のいずれにも当てはまらないため、P社は、当期末に、X社株式に係る評価損を計上することができます。

※本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。
また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

ディレクター 野田 秀樹》